

○農林水産省令第五十九号

植物防疫法（昭和二十五年法律第一百五十一号）
第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法
施行規則の一部を改正する省令を次のように定め
る。

平成八年十月二十五日

農林水産大臣 大原 一三

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
七十三号）の一部を次のように改正する。

別表一の四の項植物欄中「ガーネット種」の下
に、「ワラレ種」を、「パン種、ピング種」の下
に、「ブルックス種」を加え、同表の十一の項地
域欄中「オーストラリア連邦」の下に「タスマニ
アを除く。」を加える。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。